

2012年9月21日男女共同参画推進連携会議
「ワークライフバランスの取組推進」チーム 第3回会合

婦人相談員が相談現場で感じる
ワークライフバランスを阻害する課題について

全国婦人相談員連絡協議会

1. 全国婦人相談員連絡協議会、婦人相談員とは

1960年に全国に散らばる非常勤の婦人相談員が、婦人保護の推進のために設置した任意団体。現在会員数は650名。婦人相談員は、売春防止法に、婦人相談所、婦人保護施設と共に規定され、都道府県や市長によりその職を委嘱されている。

2. 相談の現状

売春防止法が設立された1956年当時は、売春の未然防止や女性の転落防止のための保護や自立支援の相談が主たる業務であったが、その後、生活困窮や、様々な理由で生き難さを抱える女性を相談対象に拡大し、居なし、DV被害者、性犯罪被害者、人身取引被害者など女性が直面する諸問題に専門的かつフェミニズムの視点から保護、支援を行い、福祉の分野をはじめ、警察機関、医療機関、保健機関、司法機関など他分野とも連携し、ソーシャルワークを行っている。また再被害防止や被害拡大防止のために予防啓発活動も行っている。

3. 相談現場からの課題

ーワークライフバランスを阻害する要因とDVを引き起こす要因の類似性ー

- ・ 貧困(閉塞感)
- ・ 社会通念・慣習・しきたり（男尊女卑や固定的役割分業、男女の地位の不平等感）
- ・ 多様性の許容の尊重が認められない。
- ・ 生活における優先度(家庭より仕事、男性の生き難さ)
- ・ 男女間の賃金格差 等

4. 相談現場からの提案

- ・ 社会通念・慣習に対する正しい認識と教育
- ・ 男性の生き難さの理解、両性の相互理解
- ・ 多様性の尊重と人権意識の定着
- ・ 指導的立場・意思決定機関への女性の登用と賃金格差の改善 など

5. まとめ ー個人の問題としてではなく社会の問題として捉える視点へー